

# 鈴鹿市建設工事発注にかかる一抜け方式入札試行要領

## (目的)

第1条 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）において、対象とする競争入札に付す複数の案件について、予め定めた順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に開札を執行する案件の入札を無効とする入札方式（以下「一抜け方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

## (対象工事)

第2条 一抜け方式の対象工事は、一般競争入札に付す建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する工事の種類で、土木一式工事及び舗装工事に区分するものとする。ただし、設計金額が7,000万円以上の工事は除くものとする。

## (入札制限)

第3条 同日に開札を執行する対象工事のうち、同額抽選により落札者を決定する案件について、1者が落札者となることができる対象工事の件数は1件までとし、落札者となった者が後に行った入札は無効として取り扱う。

- 2 前項の規定を適用した場合に無効となる入札のほかには有効な入札がないときは、前項の規定は適用しない。
- 3 共同企業体による入札とその構成員が単独で行う入札は、第1項の規定は個別に適用する。
- 4 同日に異なる入札担当課が入札を執行するときは、第1項の規定は個別に適用する。
- 5 第2項に定めることのほか、市長が特に必要と認めたときは、第1項の規定は適用しないものとするができる。

## (手続き)

第4条 対象工事の一抜け方式による入札手続きについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 一抜け方式により入札を行うときは、入札公告に当該案件が一抜け方式の対象工事であることを明示する。
- (2) 同日に開札する案件は、予定価格の高いものから順に執行する。ただし、公告日が異なる場合、その他特別な事情のあるときはこの限りでない。
- (3) 開札の執行にあたっては、先に開札を執行した入札の落札者を含む有効な入札を全て開札し、開札の執行順に落札者を決定する。
- (4) 第3条第1項に該当する者が落札者となったときは、これを無効とし、次点の入札

者を落札者とする。

- (5) 事後審査型一般競争入札の場合は、開札により各入札者の審査順位を決定した後に、先に開札を執行した案件の落札候補者を除外して資格審査を行う。落札候補者が資格審査等により無効又は失格となったときは、各案件の審査順位に基づいて落札候補者を変更し、再度資格審査を行う。
- (6) 入札結果の公開にあたっては、この要領の定めるところにより入札を無効とした旨を明示する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項のあるときは市長が別に定める。

附則 この要領は令和4年6月1日から施行する。